

広島市規則第 8 号

令和 8 年 3 月 1 1 日

広島市職員住宅貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市職員住宅貸与規則の一部を改正する規則

広島市職員住宅貸与規則（昭和 2 6 年 3 月 2 2 日広島市規則第 8 9 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 4 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「市長公館及び」を削り、同条を第 8 条とし、第 1 0 条から第 1 3 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 4 条ただし書を削り、同条を第 1 3 条とし、第 1 5 条から第 1 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。